

令和3年 第6回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年4月28日（水）午後3時00分～午後4時46分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
 - [委 員]
教育長 教育委員3名
 - [事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 傍聴人 8名
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の大要 次のとおり
- 8 議決事項
 - ・豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について
 - ・令和3年度豊見城市立中央図書館の事業計画について
 - ・豊見城市立与根体育施設の管理費について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

第6回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第6回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして、議事に入ります。日程第3 教育長の業務報告を行います。お手元に配付されている資料を確認お願いします。</p> <p>3月30日、コミュニティスクール導入に係る状況報告を受けております。</p> <p>3月31日、令和2年度退職者辞令交付式に参加をいたしました。</p> <p>4月1日、教育委員会職員、定期人事異動辞令交付式に参加をしております。</p> <p>4月2日、与根西部地区区画整理組合へ要望等の話し合いに臨んでおります。</p> <p>4月6日、令和3年度前期入所式、これは南部総合福祉センターで行われております、半年間の研修の、教師の皆さんそのための入所式に参加をいたしました。本市からも上田小学校の教師が参加しております。</p> <p>4月8日、生涯学習振興課と青少年国際交流についての業務について話し合いをしております。</p> <p>4月11日、集団接種シミュレーションに参加をいたしました。1階市民交流スペースを活用して、コロナ対策のためのシミュレーションとなっております。</p> <p>4月19日、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会に参加をしております。</p> <p>4月22日、同じく豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会に参加をしております。</p> <p>以上が私の業務報告となります。</p> <p>日程第4 同意案第11号から同意案第13号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、以上3件を一括して議題に供し</p>

	ます。事務局の説明を求めます。
生涯学習振興課長	<p>同意案第11号から13号まで関連しますので、一括してご説明いたします。豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について。豊見城市立図書館設置条例第5条第2項の規定に基づき、次の者を豊見城市立中央図書館協議会の委員に任命したいので、教育委員会の同意を求めるものでございます。提案理由、令和3年3月31日をもって任期が満了した校長先生の後任として、協議会委員を任命するものでございます。</p> <p>今回の提案につきましては、去る令和3年2月24日の第2回定例教育委員会で同意されました、豊見城市立中央図書館協議会委員につきまして、4月の定期人事異動に伴う校長会の会長及び副会長の変更があったこと。そして今回、新規で社会教育の関係者でお一人追加する提案となっております。</p> <p>まず、校長会の会長及び副会長の変更でございますけれども、同意案第11号につきましては、前伊良波小学校校長の金城光吉先生に変わりまして、佐久本広志氏、現豊見城小学校校長先生です。</p> <p>同意案第12号につきましては、前伊良波中学校校長の比嘉清喜先生に変わりまして、川上一氏、現豊見城中学校校長先生です。</p> <p>さらに同意案第13号につきましては、今回1人追加ということで、藏根美智子氏でございます。藏根氏につきましては、次のページの履歴書を見ていただければ、現在放送大学沖縄学習センター客員准教授でございます。その前につきましては、県教育庁生涯学習振興課長を歴任してございます。また併せて、現沖縄県教育委員会教育委員でもございます。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	ただいま同意案第11号から同意案第13号まで、豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱についての説明がありました。質問がありましたら、委員の皆様、挙手でお願いしたいと思います。
大城委員	皆さんすばらしい方で、先生の人たちはみんないいと思うんですけど、一つ質問したいのはですね、藏根美智子さん、現在県の教育委員をして、それから国語教育学会の沖縄理事、それから琉大の評議委員もしているわけだけれども、聞きたいのは、本市の図書館協議会に出席のときに、ダブったりして欠席することが多くないかなと思って、その辺を懸念しているところですが、この辺はどうですか。
生涯学習振興課長	本市の図書館協議会につきましては、例年、年2回程度の会議

	になっておられます。本人にも確認をしております。大丈夫だというふうに理解しております。
教育長	ほかにありますか。
備瀬委員	勉強のつもりでよろしくお願ひします。事前に全部読ませてもらいまして、人物とか職歴等も申し分ないと思います。1点だけ、少し気になるのが、もう既に承諾書のほうが出されていますけれども、手順的に大体こんなしてやっているのかどうかお聞きしたい。普通は話合いをもって同意した後に承諾書のほうを提出というのが順序かなと思ってはいますが、勉強のつもりで質問をいたしました。よろしくお願ひします。
生涯学習振興課長	承諾書につきましては、私たちの手続的には今の形でやっております。本人の承諾を受けて、またそのときに教育委員会にも諮りますということで、承諾も受けた上で承諾書をいただいているところです。今日、同意が得られれば、就任についてまた連絡していきたいと思っております。
備瀬委員	内諾ではなくて、承諾になっていますけれども、その辺も当然これまでこういうふうにやってきてているんですよね。私の場合は、どうだったか全く分かりませんけれども、こんなのかなと、そういうことがありました。内諾書とかこんなのはないんですかね。
教育長	基本的には、教育委員の場合は市長の提案権という形になります。通常のこういった図書館協議会の委員とか、各種委員ですね。その場合は2つの方法があって、備瀬委員がおっしゃるように、ここで議決をすることで決定してしまう方法と、事前に承諾を得て提案をするという2つの方法があってですね、今回の中央図書館協議会委員の場合は承諾を得て提案という形を取っているということになっています。課長、それでいいかな。
生涯学習振興課長	はい。
備瀬委員	これまで普通にやってきているわけですね。
教育長	はい。前回もそういう方法でということで。
備瀬委員	分かりました。了解です。
教育長	ほかに質問ありますか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、一人ひとり確認を取ることになりますので、同意案第11号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、佐久本広志氏について、同意することについて異議ありませんか。
	(「ありません」と呼ぶ者あり)

教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、同意案第12号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、川上一氏について、同意することについて異議ありませんか。</p>
	(「ありません」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>はい。</p> <p>同意案第13号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、藏根美智子氏について、同意することについて異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号 令和3年度豊見城市立中央図書館の事業計画についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
中央図書館長	<p>館長のほうから説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。資料のほうを手元にご準備お願ひいたします。届いていますでしょうか。まず、令和3年度の事業計画です。これは館報の第7号からの抜粋であります。まず、運営方針と重点目標です。運営方針、読み上げて提案いたします。図書館は、「地域の知の拠点」である。当館では、本市の教育大綱で定めた目標「ゆめ・まなび・ひとを大事にする響むまちの教育」を踏まえ、多様化及び高度化する市民ニーズ及び令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」等の社会変化に伴う対応に努める。また、図書及びその他の資料の収集、整理、保存、利用促進を図り、幅広い世代の教養、調査研究の援助等に取り組み、本市の「文化活動の拠点」及び「地域情報センター」となるよう運営を行う。</p> <p>(2) 重点目標ですけれども、①から⑦までございます。昨年度と変更になったところだけを読み上げていきたいと思います。まず①図書館資料の整備、そこの真ん中のほうですけれども、本市における地域に関する資料やデイジー図書、SDGs関連図書及び新鮮で多様な図書館資料の収集や利用者からのリクエストには迅速な対応を図る等の利用しやすい図書館資料の整備に努める。これは学校で購入できない高額な図書資料等を中央図書館で購入して団体貸出しを促進していきたいという考え方でございます。②はそのままです。レファレンスサービスの充実。③です。</p>

その3行目からです。来館困難者に対応する電子図書館の整備を促進すると共に、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に対応した電子書籍を整備し、その利用促進に向け周知に努める。また、豊見城市立中央図書館新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインに基づいた対策を実施し、利用者の図書館利用機会を確保する。昨年12月25日には開始しました豊見城電子図書館は、現在3,140タイトルがあります。それで引き続き、私たちはこの電子図書館のポスターを作成して、来館困難者のために利用を促進してまいりたいと思っております。④です。情報発信の充実。利用者の学習機会の提供等となる講演会、講座、映写会、その他、地域及び生涯学習の活性化を狙った「発信する図書館」の図書館行事に取り組む。これは夏休みの子ども向けのイベントや読書通帳、今年度は通年で実施してまいります。地域、生涯学習の活性化を狙って、発信する図書館と題して地域の特色ある取組等を図書館行事に取り組んでまいりたいと思っております。⑤です。子供の読書活動の推進です。その上から2行目です。市内小中学校でブックトークを継続してまいります。当館のブックトークは、平成18年からスタートしまして今年で15年目になります。市内小中学校に出向いてブックトークを実施しております。今年度の6月から募集を開始して、7月から翌年、令和4年の2月まで実施期間をして、学校でブックトークを実施していきたいと思っております。⑥です。次のページです。「地域の知の拠点」を支える体制の推進を図ってまいります。これは図書館への資質向上、そして雑誌スポンサー制度をもっと充実していきたい。併せて集会室の有効利用等にも取り組んでまいります。⑦です。関係機関等との連携です。他市町村の公共図書館、読書ボランティアとの情報交換及び図書館見学や職場体験、インターンシップ及び読み聞かせ講座の実施等の教育施設との連携を推進し、読書活動の推進及び読書環境の整備に取り組む。これは図書館見学あるいは職場体験等を学年主任を介して日程を調整して取り組んでおります。また、今年度から市内小中学校の司書連絡協議会で当館の司書が毎月参加するということで現在取り組んでおります。以上が今年度の運営方針と重点目標です。

3ページをお開けください。3ページは今年度の予算であります。予算のほうは後でご確認をお願いしたいと思います。

4ページ、図書館行事についてです。図書館行事につきまして

は、1番から24番までありますけれども、その中で特色あるものをご紹介したいと思います。まず2番です。夏休みの企画として、プログラミング体験です。これは昨年度も実施しましたが大好評でした。それで今年度も小学校のプログラミング教育必修化に伴って情報発信をしていきたいと思っております。次に5番目です。大人の読み聞かせ講座、これを11月に予定しております。子どもたちだけでなく、大人も本に触れ合う機会をぜひ中央図書館でつくっていきたいなと思いましたので、今年度それを実施する予定です。6番目と16番目の文化課との共通で行う企画です。まず、豊見城市の歴史について、それから慰霊の日の関連行事、これは文化課の職員と一緒につくりていきたいと考えております。あと11番目です。11番目は、中央公民館連携講座です。中央公民館のサークル活動で行った行事を図書館で展示をしたり、それから図書館で講座を持つということで連携して取り組んでいきたいと思います。次に13番目の発信する図書館、先ほどもありましたけれども、地域及び生涯学習の活性化につなげていきたいと思っております。これまでに忠孝酒造、それからウージ染めに取り組みました。今年は12月18日に行う予定であります。それから19番目、読書通帳です。昨年、夏休み期間だけで行ったんですけども、非常に利用者のほうからよかったですと大好評をもらいましたので、今年度からは通年で行うということで取り組んでおります。以上ですけれども、そのほかにも今年度は島尻教育事務所のほうから島尻の読書フォーラムに当館のブックトークを実践発表してほしいということで、その予定があります。さらに伊良波小学校の放課後子ども教室、毎週水曜日ですね、それの中央図書館の大集会室を活用していただいております。

次、5ページです。地域の知の拠点となるように、私たち、職員研修も充実してまいりたいと思います。まず、職員研修を1番から4番までありますけれども、2番の図書館職員研修につきましては、外部委託で3回行っております。今年度も外部委託でZOOM形式、それから来館形式で講師を招聘して、職員の資質向上に努めてまいりたいと思います。そのほかにも県立図書館の研修、初任者研修、それから沖縄県の学振が行っています学びネット等ですね、それを活用しながら職員の研修を充実してまいりたいと思います。

6ページをご覧ください。6ページは開館日と休刊日です。

	<p>7ページに、そのスケジュール等がございます。実は、今年度ですけれども、例年2月ごろに私たちが実施しておりました館内特別整理については、今、このスケジュールの中には記載しておりません。これについては少し検討しながら、いつ行うかというのを今後決めてまいりたいと思います。実は2月といいますと、非常に利用が多いと思うんですね。例えば資格試験の学習、高校受験、それから大学受験等で図書館を使いたいという声が結構あります。それで今年度は2月に特別館内整理をしないでほかの月で行いたいということで、皆さんと一緒に、職員と一緒に検討中でございます。</p> <p>以上、非常に簡単ではございますけれども、図書館の事業計画についてご報告いたしました。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
教育長	ただいま令和3年度豊見城市立中央図書館の事業計画についての説明がありました。今、説明のありました内容につきまして、質問がございましたら挙手でお願いしたいと思います。確認等でも構わないので。
大城委員	教えてもらえますか。4ページ、14番、福袋というのは図書館職員が選んだ図書館資料を福袋に入れて貸出とあるが。
中央図書館長	福袋ですか。ありがとうございます。これはお正月の楽しみでございまして、雑誌を購入しています。雑誌に付録がつくんですね。その付録を地域の皆様に還元するということで、司書さんからおすすめで、大人用のおすすめの本、子ども用のおすすめの本を作成しまして、その中に雑誌の付録を入れて福袋として、大体50点ぐらい作成して利用者の皆様に提供しております。大好評であります、大体10分くらいでなくなります。
教育長	ほかにありますか。
備瀬委員	せっかくの機会ですので。感染予防拡大のガイドラインというのは豊見城市独自のものをつくられたということですか。
中央図書館長	中央図書館独自です。
備瀬委員	ぜひ、資料をまた。
中央図書館長	すみません、今日はこの資料は持っていないんです。
備瀬委員	参考にできたらいいなと思ったりしますので。
中央図書館長	すみません、ホームページに載せております。
備瀬委員	ホームページのほうね、すみません見ていませんから。申し訳ないです。

	感想をいいですか。前回、実践報告を読ませてもらいました。非常に内に外に開かれた図書館運営を実践している、すばらしいなと思いました。1年前のコロナの前と今現在の相当利用者のほうが影響しているのかなと。本当に努力している部分がよく見えました。その辺を今ちょっと利用者の減あたりが気になりますけれども、その辺をしっかり感染予防をしながら利用者をもっともっと増やして、本当に想像に満ちあふれた環境だと思いますので、子どもたちから我々年寄りまで常に活用できるような、また環境づくり、場面設定をしてもらえたならと思っております。本当にすばらしいと思います以上です。
中央図書館長	ありがとうございます。先ほどのガイドラインに沿った取組をしているんですが、ほとんど利用人数が変わっていないですね。これも統計して出ています。それと併せまして来館者ですけれども、大体一日で600人以上の来館があります。月にしますと1万3,000人ぐらいの来館ということに、これは半年分ですけれども、年間で6万8,113人の来館です。1日平均が約600人あります。
備瀬委員	7、8年ぐらいになりますが、図書館を結構利用させてもらっていますが、そんなになかったような気も昔はしたんですけども、相当頑張っているんだなというのがやっぱり数字からも見て取れるなというふうに見えました。以上です。方針とか重点目標はこれでよろしいかと思います。
教育長	ほかにありますか。
宮城委員	館長、それと職員の皆さんのが非常に積極的な取組がこの事業計画の中、あるいは事業計画の3番の図書館の行事等に見ることができます、大変うれしく思っています。やっぱり豊見城市の大きな図書館が、中心になる図書館が、学校との連携がスムーズにできるようになり、それだけではなくて中央公民館のサークルとの連携もできるようになりますか、連携といいますか、それがすごく進められてきているなというところで非常に一市民としてもうれしく思っています。ぜひ、今後も職員と館長と、またそれぞれ連携していただいて、今来館者が6万人を超すという話でありますので、すばらしい図書館になっていくようにしていただけたらと思っております。この中で一つ質問といいますか、教えていただきたいところで、たしかスポンサーがありましたよね。これについて少し教えていただけますか。どこにありましたか、チェックしたん

	ですけど……。
中央図書館班長	では、中央図書館の班長のほうから説明したいと思います。今、委員がおっしゃったのは2ページの⑥「地域の知の拠点」を支える体制の推進というところの中のスポンサー制度の推進ということの説明ということになります。雑誌スポンサー制度は、図書館で所蔵している雑誌を地域の団体であったり企業、商店の皆さんのはうで費用を負担していただく代わりに、雑誌の表と裏にその企業の広告を載せができる制度となっております。メリットとしましては、スポンサー側としては図書館の中でそういう社会貢献というところで広告ができる。図書館としましては、図書費の負担を軽減させることで、ほかの図書館資料を購入したり、図書館サービスの充実につなげることができるというような制度となっております。現在、スポンサーになっていただいている事業者は50事業者ございます。ちょうど今、更新のタイミングで、例えばですけれども、豊見城中央病院の豊見城薬局とか、そういったところがスポンサーになっておりまして、雑誌の点数もお互いに話合いを重ねながら、雑誌のスポンサーになっている件数を増やしていく状況でございます。以上でございます。
中央図書館長	先ほどので、少し訂正をお願いいたします。先ほど来館者カウンターの話をしたんですけども、これは10月からの来館のカウンターです。10月からが6万8,183人、10月から半年間で6万8,000人の半年。1年間にしますとその倍なのかなという、訂正です。
教育長	進めてよろしいですか。 それでは報告第3号につきましては、事業計画等につきましては報告を終わります。 続いて、追加日程第6 議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費についてであります。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費について。公の施設として存続している与根体育施設について、管理運営するための予算措置がされていないことから、1年間分の管理委託費を早急に令和3年度の既決予算から流用する方法等により要求することについて議決を求める。提案理由、豊見城市立与根体育施設の管理について、市長より教育委員会に諮る必要があるとの指摘があることから議決を求める。これが本案を提出する理由でございます。前回26日の臨時委員会と違いますのは、前回は報告事案ということで取り扱っていますが、今回は議決事項でございます。

よって、決議を求めているところでございます。

議案の説明を申し上げます。与根体育施設の管理費につきまして、先日の4月26日の臨時教育委員会の際に申し上げましたとおりであります。再度、簡潔にご説明いたします。さきの3月市議会において、与根体育施設の廃止条例を提案しましたが否決となっております。直後に議員提案による与根体育施設の設置条例の一部改正について発議がなされ、こちらが可決されております。結果、現状としてはこれまでの体育施設、サッカー場に旧野球場の残地を加える内容となっており、これまでの与根体育施設が大枠として広がっている状況になっております。ここからが課題となりますが、与根体育施設の廃止条例が否決となつたことで条例が存続されており、教育委員会としては管理義務が発生しております。ただし、3月31日までは予算化されていた管理費でシルバー人材センターへ委託する方法を取っていましたが、新年度においてはその管理費が予算化されておりません。現在は、条例に基づいてサッカー場が利用されておりまして、管理については生涯学習振興課の職員が直接現場に行って、貸出しの手続や夕方以降のナイター照明の点灯、消灯並びに休日も含めた対応、さらに除草清掃作業も行っております。今後、この状態が続くとなれば職員の負担が増すことになり、非常に困難であり、合理的ではないということはご理解いただけるかと存じます。この状況を改善していくためには、管理費を早急に今年度の既決予算から流用し、令和2年度と同様な方法で委託をしていきたいと考えております。この流用の手續につきましては、4月1日付で起案をして、予算化され次第、シルバー人材センターへ委託する予定でしたが、現在は保留状態になり、市長からは与根体育施設の今後の管理方針について教育委員会へ諮るようご指摘がございましたので、26日の臨時教育委員会の報告案件、そして本日の定例教育委員会の議案としているところでございます。

私たちとしては、条例が継続されている以上、管理義務が生じていますので、早急に管理費の1年分の流用要求を行い予算化することで、これまで同様にシルバー人材センターへ委託していきたい。また今後、廃止条例が可決されるなど、与根体育施設の運営に変更が生じた際には予算減額等の調整をしていきたいと考えております。

また、ここで1点、教育委員の皆様へご報告がございます。与

根体育施設の管理運営につきまして、実は4月1日から14日までの間、シルバー人材センターへ令和2年度同様に担当課として依頼し、実際に業務を行っていただいております。こちらにつきましては、予算がない中での執行と疑われるような声があつたことにつきましては、大変申し訳なく思っております。しかしながらも、私としましては、3月市議会で与根体育施設の廃止条例が否決され、条例が存続されることになり管理義務が生じましたので、当然に管理費については予算化されるものだと思っておりました。また、予算化できるように3月から財政課とも調整しており、内諾を得ているつもりでいましたが、結果的には今現在も保留の状態となっております。具体的には、4月1日付で既決予算からの流用要求書の起案をして、決裁を受けていく中において保留の状態となりましたので、その後、4回程度の協議を行いましたが、4月14日時点で協議が難航した状態になりましたので、4月15日からはシルバー人材センターへの管理業務については止めております。

繰り返しになりますが、与根体育施設の管理につきまして、そのように疑われるような行為があつたことにつきましては、担当課の責任者である私が条例の継続により管理費が予算化されないことを想定していなかったことと、管理義務がある以上、当然管理費については予算化されるものだと思っていたことによるものでございます。大変申し訳ありませんでした。今後は、教育委員会で今後の方向性を確認し、早急に流用の手続を進め、管理費が予算化されるように要求していくことについて、委員の皆様の承認が得られればそのように取り組んでまいりたいと考えております。また、仮に本日の教育委員会におきまして、流用の手続による管理費の予算化につきまして可決されないことになった場合は、これ以上の職員の負担が増す状態を避けるために、与根体育施設につきましては利用制限をせざるを得ません。例えば、現在の条例の中では利用時間が9時から22時までとなっておりますが、職員の対応できる平日の9時から16時半まで、休日は利用をさせないなどの制限をせざるを得ない状況に来ております。そういうことになったとしても、除草清掃作業もあることから業務負担は増えていることはご理解いただきたいと思います。どうか、このような状況を早急に改善し、適切な管理形態の中で市民サービスの低下を招かないようにすべく、早急に流用手続をし、管理

費が予算化されるように要求していくことにつきまして、委員の皆様の了解が得られますようご審議のほどよろしくお願ひいたします。

併せて別紙で、一つは、現在の与根の予約状況がございます。こちらは後ほど説明いたします。もう一つ、先日の4月26日の臨時教育委員会にて、委員のほうから市のサッカー協会や豊見城中学校の監督に与根体育施設について確認したいという意見がございましたので、豊見城中学校の監督であり、市のサッカー協会の会長でもある瀬長盛光先生へ、本日の教育委員会へ出席して、与根体育施設について教育委員からの質問に答えていただけないか調整しましたところ、瀬長先生からは、本来ならば本日の教育委員会に出席して、委員の皆様に本市のサッカー協会会长としまして子どもたちから大人までの本市のサッカー競技の現状や方針等をご説明申し上げるべきではございますが、私が教員の職にあり、本日は生徒との三者面談の日であることから、教育委員会の場に出席することができません。何とぞご理解いただければと思いますと受けております。また併せて、本市サッカー協会として与根体育施設サッカー場について書面でもってご説明に替えさせていただきたいと存じますとのコメントをいただいております。それがこちらの書面でございます。読み上げて説明させていただきます。

豊見城市教育長様、豊見城市サッカー協会会长瀬長盛光、令和3年4月28日付です。与根体育施設（サッカー場）について。日頃より、本市サッカー協会の事業について、ご理解・ご協力ください、感謝申し上げます。本市サッカー協会は、平成13年に立ち上げ、20年が経過しておりますが、与根体育施設（サッカー場）は、本市唯一のサッカー専用施設として、ジュニアから社会人まで幅広いカテゴリーにおいて利用され、サッカー競技の普及や競技力向上に取り組んでおります。そのような中、市陸上競技場もプロサッカー競技仕様の天然芝として整備していただき、子ども達はじめ、社会人及び県民体育大会選手からもとても喜ばれているところでございます。さて、本市サッカー協会としては、サッカー競技者人口の増加や盛り上がりを踏まえて、与根体育施設（サッカー場）を含めた市内サッカー施設の環境整備についての考え方及び要望事項を下記のとおり示します。1. 与根体育施設（サッカー場）に代わる新たなサッカー専用の施設を早急に整備して

	<p>ほしい。2. 新たなサッカー専用の施設整備の目途が立つまでは、与根体育施設（サッカー場）を使用させてほしい。3. 市陸上競技場及び与根体育施設（サッカー場）について、優先的に使用させてほしい。以上になっております。</p> <p>また、今回の書面のほかに、前回の教育委員会にて委員からも少し発言があったかと存じておりますが、与根体育施設の使用について、私のほうから次の2点につきまして確認をしておりますので、付け加えてご報告いたします。まず1点目に、与根体育施設の現状として、けがのリスクや安全面ではどうなのかということで質問しております。サッカー協会会長は土のグラウンドなので確かに凸凹はあるはするが、小学生から社会人の大会等でも使用されている施設である。また、市陸上競技場の天然芝の競技場と比べれば当然にけがのリスクは少なからずあるとの認識でございました。こちらの利用状況につきましては、学振課のほうで把握しておりますし、海邦銀行サッカークラブという県のトップレベルのチームがありますけれども、そのチームなども利用しており、平日の夕方以降や休日も大会等で多くのチームに利用されております。また、近隣市町村でもサッカー専用の施設はまだ少ない状況でございます。本市のサッカー専用施設である与根体育施設は貴重な施設であるということは申し上げておきたいと思います。2点目に、与根体育施設はなくしてもいいと考えているのかという質問をしております。サッカー協会会長は、与根体育施設周辺の地区計画については市の施策なので理解はする。与根体育施設はいずれはなくなることは承知しているが、市には新しいサッカー専用施設を早めに整備していただきたいと。また、新たなサッカー専用の施設整備のめどが立つまでは、この与根体育施設を使用させてほしい。サッカー場を単純になくしてもいいということではないという回答を得ております。以上でございます。よろしくお願いします。</p>
教育長	ただいま説明がありました。委員の皆様、質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。
大城委員	このサッカー場を含めて与根体育施設、非常に何か、私が思っていた以上に複雑な感じがするんですね。それで豊見城市のサッカー関係者に話も聞きたいという話をしたんですけど、昨日、家で妻と雑談でこの話をしたら、確かに職員が困っている。じゃあ、なぜ市長は流用しないのか、なぜかと私に聞くから、「待ってよ、

	なぜかね」と話したんですけれどもね、だからまず流用をやらないと職員が困っているというのはよく分かる。じゃあ、その困っているのを市長は知っていながら、これができるない、止めているのは何かなど。だから市長に直接聞きたいなと思う、私は。この理由を。職員がこんなに困っているのになぜ流用できないのかと。そういうところから私はまず考えていきたいなと。だから、今日この決を採るといつても、私は難しいなと、私考えをまとめるのは。やっぱりどうしても市長からこの理由を聞いてから、それから自分の考えを出したいと思いますけれども。そういう理由です。
生涯学習振興課長	実は、この流用の手続は、先ほども説明しました4月1日以降に行っており、途中で保留状態になっていまして、財政部局とも調整しまして、その後、4月15日には市長、副市長と協議しております。その中におきましては、やはり市長からは教育委員会としてのこの施設の考え方、方針を決めてから再度また調整するよういうことを言わせております。なので、今回教育委員会のほうで方針を決めていただきたいという議案でございます。よろしくお願いします。
教育長	大城委員よろしいでしょうか。
大城委員	ちょっと待ってよ、これ市長から報告の理由があるんだけど、市長から教育委員会に意見を求めているんですか。この流用について。
生涯学習振興課長	こちら流用につきましては、私たち担当部署の意見だけで流用の手續を回すのではなくて、教育委員会の意見として流用してもいいというような意見にまとめれば、また協議しましょうという話でございます。
大城委員	ということは、さっきの質問に戻るんですけども、いいですか。この流用しないといけないと私は非常に思います。職員の負担を考えるとね。でも、単なる流用じゃないのかなと。議会でも5、6回も否決されているような重要な案件なのかなと思うと、市長になぜここまで流用できない理由が何があるのかということを市長にお聞きしたいなと思います。ぜひこれは私も納得するような理由があればそれでいいんだけど、何か今の状態では意見を、決議するときの意見としてまとめきれないなと思って、私自身も。職員がもう大変だと。担当課長であることも大変だということも分かるんだけども。
教育長	ちょっと私のほうから法令的な趣旨を説明させてください。ま

	ず条例がある以上は、管理をする義務が当然あるわけです。ですから、私たちがこれまで提案しているのは管理をする義務に基づいて、適切な管理をして、それを市民の皆さんに公共サービスを提供したいという思いでやっています。ですからそれは、教育委員会としての、行政財産ですので教育委員会が管理していますので、私たちの義務であると同時に公共サービスを提供るのは法令的には市長の義務であるという部分もあるということをいま一度、確認をしていただきたいなと思います。ですから、私たちは義務を果たすためにやっているという認識で私は捉えています。
宮城委員	前回の臨時教育委員会では、報告事案ということで意見を述べました。今回は議案になっているので、質問とか、あるいはお聞きしたいことというのは質問して構わないですか。前回臨時教育委員会の中で説明がありました。今回もあった説明の中に廃止条例は否決されたけれども、新たに一部改正の条例ができましたというお話がありましたけれども、その条例の内容というのはなかったですよね、ここには。ないですよね。ただ、図を示して野球場の一部を取り込むような形で条例が改正されたというお話だったかと思いますが、実際、条例がどういう内容になっているかということは多分説明がなかったと思います。でも、おおよそ前回の説明で分かりました。要するに前回も質問したんですけども、この野球場も豊見城市の土地になっているので、サッカーフィールドに含める形でという説明があったと思いますが、その条例が議会に提出されたいきさつといいますか、なぜこの条例を提出してきたのかなというところの部分がよく分からないのでそこを教えていただきたい。
教育長	これは私のほうで説明しますね。まず、議員提案で、議員から、議員提案です。条例をつくる場合には、議員提案、市長提案、両方とも同じようにできます。今回の場合は議員提案でした。議員提案で野球場の一部を含めて拡大するという内容で議決が行われていました。この効力の発生の問題なんですが、4月14日かな、交付されたのは。交付される前にこの議員提案の条例に疑義がある場合は再議という仕組みがあります。再議といってですね、再議がない場合にはこの条例は成立します。ですから4月14日で、この間ずっと再議は行われませんでしたので、この条例は施行されました。それに基づいて、こここの財産も含めて教育委員会の与根体育施設の財産として登録をしております。よろしいでしょう

	か。ですから法律上の効力は、それはもう既に確定しているんですね。そういう認識でお願いします。ですから公共サービスを提供する、ここは確定しました。それに対してこの予算がないということ 자체が異常になります。ですから通常、一般的な質疑応答集とかで見ると、こういった条例が可決されれば、必要な予算は当然これは義務的経費ですよと。考え方としては、その予算措置をするのは義務ですよというのが通常の質疑応答の考えです。ですから、何ら課長が言っている質問に対して、法的なものはきちんと守っているという認識で私自身は捉えています。
宮城委員	今まで切り離されていたわけですよね、一部野球場の。切り離されていたけれども、それをサッカー場にくつつけようという意見があつての条例になったかなと思うんですけど、なぜサッカー場とくつつけようということになったのか。……聞いていないのでね、すみません。
教育長	いいですよ。分かる範囲で説明しますので。
生涯学習振興課長	3月26日、議会の最終日でございますが、まず私たちが出している廃止条例につきましては、まず否決になりました。その後に議員の提案によって条例の一部改正という議案が発議されています。その議員との議論を聞く中におきましては、その提案した議員からは野球場の一部、残地を加えることによって、そこに区画整理で道路が通ってもサッカー場としてまだ使える広さは残るということで、その条例はここで可決したいと。その後、どうするかはまた市長のほうの判断だというふうな形だというふうに私は理解しています。
教育総務課長	補足させていただきたいと思います。この件については、3月に提案されている時点の、議員提案の理由はですね、当分の間、サッカー専用施設として与根体育施設の存続の必要がある。これが本案を提出する理由であると言っておりますので、端的に申し上げると存続の必要があると、提案者はお考えになって提案されて、議会の審議を経た上で議決がされているということになります。条例につきましては、前回ご説明したように、条例が可決されれば、これは市の意思ということになります。ですので、当然公の施設は、この問題は2点、管理費については関わってきます。まず新たに加わったことで予算が伴いますけれども、これについては先ほど教育長からご説明があったように、市長はこの条例が予算を伴うものであるときは、交付施行された場合は、当

	<p>然、その予算を組むことは義務的な経費になってくるということがますあります。もう1点忘れていただいたら困るところについては、そもそも与根体育施設は、ここが加わる前から与根体育施設としてあって、廃止されていないということです。ということは条例がある限りにおいて、これを維持管理することは当然のことでありまして、その維持管理に伴って通常は予算がついておりまし、令和2年度もついていた。令和3年度はいろんなご意向があつてそうなったということになっておりますが、現状としてある以上は管理しないといけない。その以上の2点からしても、これは必要な経費であつて、いろんな議論は議会等であることは承知しておりますが、この議論は単純であります、条例が何回否決されようが、今、その時点であるわけです、廃止されない以上あるわけですから、そこを管理しないといけないということ。それについての経費は義務的経費になっておりますので、じゃあそれを予算つけなくて、管理しなくていいという選択肢は、通常財産を管理しているものとしては取れない選択になってまいります。ただ、先ほどご説明もあったように、それでも難しいということになってまいりますと、基本的には利用制限という形になつてまいります。そうすると、条例で定めた内容に、利用時間も含めてですね、異なってくることになりますので、最終的には本来の公の施設、財産の管理上の義務を逸脱していくということになるかなというふうに考えております。以上です。</p>
宮城委員	<p>なぜ、私はこの条例がどういう形で成立してきたかという部分を質問させていただきましたので、それについては先ほど説明があった、議員からのそれでありというところも含めて、なぜこういう条例が出てきたかということに関しては多少なりとも分かつたかなと思っております。ありがとうございます。</p>
生涯学習振興課長	<p>付け加えて、先ほど説明していなかった、別の資料ですね、与根体育施設の予約状況という資料がございます。少しだけ説明させていただきたいと思います。これは5月分、来月ですね、5月分の今現在の予約状況です。5月1日から31日まで、基本的には休みの日であったり、平日の夕方以降にほとんど予約が入っている状況でございます。ただし、先ほど来、説明していますように、今現在、この予約に基づいて利用しているわけでございますが、私たち職員がこの時間帯前後に、現場に行って貸し借りの手続、もしくは夜間であればナイター照明の点灯、消灯を含めて、あと</p>

	はトイレの掃除などをやっているところでございます。ただ、先ほども説明しましたとおり、今回の流用の手續が厳しいということになった場合は、先ほど説明しましたが、利用制限をせざるを得ないというふうに考えておりまして、今、赤い印が5月5日までの部分、例えばそれ以降だとすれば全て予約されている方たちは使えない状況になります。そういうことからやっぱり適正な管理形態に戻して、しっかり委託する中で市民のほうにこの施設を貸し出ししていきたいというふうに思っております。以上、よろしくお願いします。
教育長	どうぞ、質問がありましたら。
備瀬委員	非常に難しいと思うのは、やはり職員が体調を崩して早急に流用したいという、その辺は痛いほど私のほうも理解はしております。これはもうあります。でも振り返ってみると、今まで私のほうが、去年の7月から今日まで関わってきて、条例廃止について教育委員会のほうで議論をしてまいりました。その間にいろいろ資料を見ながら、教育委員会で、そして総合教育会議の中で話合いをやってきました。私の中では、3月議会で否決された。それで一応、私の中では整理整頓できていたつもりではあるんですが、月曜日の臨時教育委員会において、急に条例が改正された。予算が必要である。それの中身が急に飛んで、飛躍して、展開して、それで頭の中が整理整頓できていない状況だから、ちょっと整理してみたいということでおとといは保留にさせてもらいました。それと並行しながら、私の記憶の中では、サッカー協会等々、中学生のサッカー練習場の代替地としてもう与根体育施設ではなくて豊中のグラウンドができた、陸上競技場のすばらしいグラウンドだけがもなく、安心安全ですばらしい試合ができるいると。そして、また3つ目には与根漁港のほうの代替施設も使えると。そういう3つの練習場が確保できたということで、もう豊中のサッカーの練習場についてはひとまず解決をしたかと思ったんですね。しかしながら、また今、私が質問したサッカー場についてサッカー協会の会長からは前回の文書と全く違うような内容が書かれているものですから、また私の中でも戸惑いのほうが生じてきて、だから文書だけではなくて、やっぱり時間を取ってもらって、本人たちと直接話をする機会を持っていただけたら、よりはっきりするんじゃないのかなと思います。その辺のほうで、そしてまた先ほど宮城委員からもありましたように、条例が改正されたん

	<p>だったら、おとといの会議の場のほうで、このように変わりました。こうこうこうなったからといいういきさつを説明してもらえた流れが連續的になって、理解がしやすかったんだけれども、口頭での説明だったものだからなかなかうまく整理ができなかつた部分もあったので、やっぱり早急には困っている人がいる、運営費がない、それは分かりつつも、やっぱり筋を通した形での審議のほうが必要ではないかなというふうに思っています。このサッカー場の件につきましても、あれ、この間の文書では、非常にありがたいというのがあったので。その辺のほうをやっぱり文書ではなくて、いつか機会を設けてもらって、サッカー関係者のほうからもしっかり話を聞けたらいいなというふうに思ってもいます。そして、この条例改正した内容についても、やっぱり十分、自分の目で確かめてみたいというふうに考えております。以上です。</p>
教育長	<p>私のほうから少し説明しましょうね。今回の趣旨は、条例改正はその部分が追加されただけなんですよ。もともとある施設というのは同じなんです。ですから、今、課長が求めているのは、もともとある施設を維持管理するための話、単純な話なんです。ですから、備瀬委員がおっしゃっているようなこういったものではなくて、単純に今ある施設を管理するために、条例が残っているというのはこの意味なんですね。あとはくつついたけれども、それは後々、区画整理事業との兼ね合いがあって、今後どうなっていくかについては当然動く可能性はあると、これについてはそのほうは言えますが、これは今後の話であって、これはもともとある、この大きさの今あるものを、単に管理する話なんですよ。この辺はご理解願いたいと思います。</p>
備瀬委員	<p>教育長は、すみません。簡単というんだが、私の頭の中では去年7月に入ってきたときには、野球場のほうは売却をしたというふうに聞かされていたものですから、だからなんで急にまた野球場……。</p>
教育長	<p>この半分は売ったわけです。これから上を売却しました。区画整理組合のほうに。これから上の話です。ですから、これはそのままの状態で残っていたのを、今回議員提案で可決しましたよ。私たちが今、一番問題にしているのは、もともとある施設を管理するための予算がない。そして先ほど私が言いましたように、法律的にも、法的にも条例がある以上、ここを管理するのは我々の</p>

	義務なんです。ですから義務を、我々が放棄していいということはあり得ないんですよ。ですからこの辺で、いま一度本来の趣旨をご理解願いたいなという説明をしたところです。
備瀬委員	今、説明を聞いて分かったんだけど、私の中では野球場は瀬長島のほうに4面できたので、野球場はもう必要なくなったから、もうそれは全部売却済みだというふうに私は理解をしていたので、月曜日に半分は残地であるということを知りましたので、その辺のほうを丁寧に説明するような資料があれば、もっと早く理解もできたのかなというふうに私は考えているところであります。
教育長	いま一度言いますが、これはもともとある、今あるサッカー場をどう管理するかの議論を今しているんですよ。ですからここに野球場がくつつけたとしても、これはトイレを使っているだけであって、それ以外の何ものでもないんです。現在ある、今あるサッカー場をどう管理するかということだけなんですよ。単純な話なんです。
備瀬委員	そう単純な話で義務が発生する、義務であるということをおっしゃっているんでしたら、これは財政の皆さんとなぜこの辺の折り合いができるていないのかなという、そういう気になるところが出てくると思います。
教育長	それはですね、これは私の推測にしかなりませんが、当然施設があることをしっかりと踏まえて、財政課というのは本来予算をつけるべきことなんですよ。それをあえて切っているというのは、それは我々そういうことは本来あってはならないことを私はやっていると思っています。ですから、本来やってはいけないことをやっているので、当然、私たちは正論を持ってしっかりと要求をして、その対応が生涯学習振興課長のほうでしっかりとその対応をした。ところがその流用さえも認めなかつたというのが現状にあるんですよ。
備瀬委員	だから義務と言いながら、これを財政課の方に認めてもらえないというのは何なのかというところもちょっと気になるところでもあるんですね。本来だったら義務というから、条例が改正された、予算を要求する、通るのかなと単純に書いたらそういうふうに、考えたら思つたりもするんですけども。
教育長	ですから今回、議案として上げましたのは、委員の皆さんにご理解願って、ちゃんとした管理義務を果たすために私どもは、生

	生涯学習振興課長を先頭にして現場の対応をしていきたいということを願っているわけです。
生涯学習振興課長	すみません。先ほど財政部局の話がございました。先ほども説明はしましたが、3月の段階で、議案が廃止される前でございますけれども、その段階でも財政課とは調整をしてきております。そして、当然否決された後も調整してきております。その場合は、予算を流用する形でその手続を踏んでくださいというような話を聞いておりました。なので、私は内諾を受けているつもりでいたということでございます。よろしくお願ひします。
大城委員	私も含めて、ほかの2人の委員も、なかなか単純に割り切れないのがあるのかなと。何かもやもやしているのがあるのかなと。だからこれは法律違反じゃないと、法律を犯していることはないというのも当然だと思いますけれども、予算を付ける付けないで今職員は困っているわけですけれども、私はさっきも言ったように、市長にちょっと時間をつくってもらって、なぜ流用でいかないのかというのを聞いてから、私は自分の意見を出させてほしいなと思うんですけれどもね。これは納得いかなければ、私も議決を取るものに対してすんなり入りきれませんので、ぜひそういう時間をつくってもらいたいなと思うんですけど、別に難しいことじゃないと思うんだけども。自分自身の考えを納得させたいだけです。
宮城委員	今回は議案事項ということでさっきの質問をさせてもらったところですが、前回の臨時の教育委員会の中でも、今回に似たような説明だったかなというふうに思っています。これまでの臨時教育委員会の中でも述べたと思いますが、これまでの流れの中で全てに納得しているというわけではありませんが、ただ、やはり私としては自分のこれまでの経験も踏まえながら、必要とする予算はやはりつけてもいいのではないかという気持ちもあります。繰り返しになるけれども、私も教育委員を受けたときからこの条例に、議会に提出、議論をし、議会に提出し否決される。議論し、否決されるという繰り返しの中で非常に難しい問題でもあると同時にどうしてだろうと、納得のいかない部分もたくさんあります。ただ、今回の予算に関しては、今現在、困っている状況の中で、やはり一つのものを動かすためには必要なものなのかなと思っています。でも、非常に難しいですよね。よく分からぬことがたくさんあるので議論を深めたいという部分もあります

	が、実際に物事が動いているという、要するに管理しなければならないという部分からすると、予算としては必要なのかなという思いもないわけではないというのが今の状況かなというふうに思ってはいます。そこを使う人たちがいて、そこを管理する人たちがいて、そこに必要なものがあるとすれば、それはやはりあってもいいのかなということは考えたりもしています。でも、本当に繰り返しになりますが、これまでのいきさつ、いろんなものをトータルすると納得いかない部分がたくさんあるので、これからも議論を進める、議論を深める場の設定というのがあってしかるべきかなというふうに思っています。
教育長	ほかにありますか。
備瀬委員	だいたいこんな感じかな、現時点では。
教育長	すみません、私のほうもちょっと言わせていただきたいと思います。まず基本的に、今のことであれば条例があるのに、教育委員会が管理を放棄することになります。私はそれはあってはならないと思います。ですから、教育委員がその責任を放棄するということを、いま一度考えていただきたいなと。私はそれをやつたら、踏み込んではいけないところに踏み込んでしまうということをご注意したいなと思います。教育委員が管理すべきことをやらないということは、踏み込んではいけないところまで踏み込むことになります。ですからいま一度、再考をお願いします。
備瀬委員	今、教育長もお困りだと思いますのでね、我々も、私のほうももう少し精査をしてみたいというための時間が必要であると。おとといやって、すぐ今日、はい、決を採りましょうというのも、何か早いんじゃないのかなという感じもします。教育長の気持ち、そして職員が体調を崩しているというのも重々分かりはしますけれども、もう少し時間を与えてほしいと思います。
教育長	すみません、いま一度確認だけはさせてください。そういうことであれば、それはそれで私がこれ以上言う話ではありませんが、もう一つ、私が心配しているのは、先ほど言いましたように、この管理の日程になります。ということは、今の予定では5月5日以降については、生涯学習振興課長それでいいんだよね。
生涯学習振興課長	はい。
教育長	もう、貸出しをやらない。という結論に、ということで委員の皆さんにはいいということで確認してよろしいですか。これはそういうことになってしまんですね。ですから、今、非常に大変申

	し訳ないんですが、ここまで確認することになると……。
備瀬委員	この予算は、この5日までのものは与根の漁港、陸上競技場とか、この辺に振り分けることはできないんですか。
教育長	生涯学習振興課長、どうぞ。
生涯学習振興課長	与根の漁港につきましては、今現在、サッカーゴールはありません。あとは野球の競技で使われている状況でございます。私たちが検討しているのは、与根体育施設、サッカー場が廃止になった後、そこにあるサッカーゴールを与根漁港に移動して、そこも併用して使わせていただきたいという検討でございます。また、市の陸上競技場につきましては、当然、陸上競技場ですから、そこでウォーキングをしたり陸上競技をやっている方もいます。その中で共有しながら使っていくことになります。豊中につきましても、豊中の練習は特例でございます。ほかの中学生とかにそういう練習で貸し出ししているわけではありません。なので、豊中の先生も陸上をやっている人たちにも気を配りながら練習をやっている状況でございます。そういうことからして、やはりそこに振り分けるというものは、今の中では考えられないというふうに思っています。
備瀬委員	こういう厳しい状況があるので、その辺も含めて検討してみたらどうでしょうか。今、ナイターとおっしゃっていましたけれども、ナイターはたしか5月4日の1本だけ入っていますが、それまで全部日中ですので。
教育長	管理というのは、5月5日までは……、課長どうぞ。
生涯学習振興課長	先ほど5月5日まで、7日以降という話をしていますが、それをしているのは、やはり周知期間というのも必要だろうということで5月5日までは使ってもらって、当然その間は職員が対応します。何とか頑張って対応しますけれども、7日以降につきましては、いま現在、夕方以降、もしくは土日の予約でございますので、全てお願いしてキャンセルをしていただきたいというお願いになりますかね。使えないという説明を一つ一つやっていかないといけないと思っています。
宮城委員	この予約状況というのは1年間、6月、7月も全部入っているということですか。
生涯学習振興課長	規定上は、1か月分ずつ予約をしていきますので、前月の中頃から予約が入ります。ただし、年間の中で大きな大会等につきましては事前に調整はしているところです。

教育総務課長	先ほど市長とお会いして、お話しをしたいということでありましたけれども、いずれにても調整をしたいと思っておりますが、そもそも今回これを議案として上げている理由が、まずは教育委員会内で一定程度の方向性を見出した後に調整をいただきたいということですので、そうなってくるとどっちがどっちなのかも分からぬ。要するに、それが整っていない情報、お話ができないということの中での今回のこの議案ということになっていますので、お呼びすることは検討できますが、結果として、教育委員会内で議論をした上で予算の調整も、その他の方向性の議論をしていただきたいということがありましたので、その道理からすると難しいかなというふうに考えているところです。
生涯学習振興課長	加えまして、補足させてください。先ほどの予約状況の中につきましては、豊中は入っていません。そこは私たちの範囲内で調整しているものでございます。豊中は、今現在は市の陸上競技場を中心に練習をしています。ただし、陸上競技場も使えない日もございますので、その場合は与根体育施設を使ったりしています。あと陸上競技場は6月から使えない期間というのがあります。これは芝を整備するために、植え替えるために1か月ぐらいは使えない期間がまた出てきます。そういう場合は、当然豊中はそこを使えなくなります。それからして、与根体育施設を使うことになるんですが、今は4時半までということで一般の皆さんを含めて、利用制限をかける中で、豊中の部活は夕方以降になります。そこを今どうするかという部分は少し悩むところでございます。ほかのところは貸せないのに豊中は貸せるのかとか、いろいろ意見はあると思います。ちょっとそこも含めて、そこは検討しないといけないのかなというふうなことで、今、予約が入っている方たちに申し訳ないなという気もしながら、一応その話をしているところでございます。よろしくお願ひします。
宮城委員	今、こういうふうに予約状況が入りスタートしている状況、4月から職員も懸命に頑張りながらその対応をしている状況等を併せて、もうもうのことはあるかとは思いますが、やはりスムーズにこの生涯学習振興課の計画も、要するにこの施設を活用するという意味での、それを進めていくためには予算の要求が通るか通らないかは分からぬわけですね。ごめんなさい。分からぬとは思いますが、でもやっぱり必要な予算だからこそ3月に請求し、4月にも請求したわけですかね。ということなので、やはり必要

	であるならば、その要求というのはしていいのかなという、私の中でいろんな、繰り返しになりますが、納得のいかない部分も多々ありますするんですけども、今の状況を踏まえると、やはり必要な予算は必要な予算として計上といいますか、していく必要もあるのかなと。ただ、その予算の中身の内容ですよね、何に幾ら必要か。そういうものに幾ら必要かというところの部分が出てくるかと思いますが、そこも併せて検討して、必要であればというふうに考えていますが、ただ、私の理解としては、今はその管理をするための予算ということでの請求だというふうに理解をしてよろしいでしょうか。
生涯学習振興課長	今、管理ということで、大枠で説明をしていますが、実は2つの契約がございます。一つは、利用してもらうための方たちへの許可証を確認したり、鍵の開け閉め、ナイターの照明の消灯、点灯かという部分の日直の業務という部分が一つ。もう一つは、サッカー場の芝、雑草を含めてですね、芝刈り作業といいますか、ごみ拾いとかを含めて、しっかりサッカーができる環境にしていただくというような委託費でございます。合わせて300万円ちょっとの、年間の予算でございます。私たちはこれを1年間分を今回流用しまして、お願いしまして、今回それを、今条例がある中ににおいては、そこで管理をしていただいて、当然今後、例えばこの施設が別に変わる、例えば否決されたり、廃止されたりとかいろいろな状況が変わることがあれば、またその時点で、当然、その管理費は使わないということで減額というような措置もやりたいと。まず今は、条例がある以上は今の現状で管理していく必要があるので、去年同様の予算措置をしていただきたいということでございます。
教育長	一応、今回は議案として出しているので、これは議決という形になりますが、皆さんどういう方法がよろしいでしょうか。
備瀬委員	繰り返しますけれども、緊急に予算が必要であるというのは理解はできても、おとといやって、すぐ今日、決を採るということに対しては私自身もう少し精査したいという考えが強いですんで、時間をいただきたいと思います。したがいまして、私自身の考えは、宮城さんとは違って保留でお願いしたいと思います。
教育長	ほかにありますか。
大城委員	私もですね、単純に予算流用というような話になるんだけれども、でもやっぱり私自身の考え方をまとめるためにも、肝心な市

	長がなぜ反対か。反対から聞くよりも、本人の、市長の考えを聞いて自分の意見をまとめたいなど。そして決を出したいなと思うんですね。どっちも法律違反とかそんないい悪いの問題じゃなくして、自分自身で納得をしてから議決に臨みたいというのが私の本音です。ですから、私も今日に関しては保留にさせてください。
教育長	今の段階では継続審査ということでおろしいですか。
備瀬委員	4月から新教育委員もいますので、ぜひこの新教育委員も一緒になってから議論ができたらしいのかなと思います。今日はお休みですから。
教育長	ただ、私どもの、課長のほうから提案がありましたように、この付いている資料で5月5日までは貸出しするけれども、それからについては、今後貸出しできないということも確認してよろしいですか。そうしないと、一方は継続審査をやりながら、この分はずっと保留に、貸出しをするということはちょっと無理なので。少なくとも一方は了解をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。
備瀬委員	これも、練習場については豊小とか長小にナイター設備もあるというふうに前おっしゃっていましたよね。それに振り分けることは検討してもいいんじゃないかなと思います。努力をしてもらいたいと思います。
生涯学習振興課長	豊見城小学校と長嶺小学校の夜間照明のある施設に、去年、昨年の10月からサッカーゴールを置いて一般利用者に対して貸し出行っております。今現在は、なかなか利用はされておりません。といいますと、やっぱり与根のサッカー場が利用できるという状況と、あと周知につきましては、今やっているところではございますが、数回程度ですか、今あるとは認識をしております。ただ、やはり小学校のグラウンドですから、あと長嶺小学校のグラウンドも形がちょっとといびつで、なかなか大人のサッカー競技をするに当たっての、試合をする規格というんですかね、大きさはない状況でございます。あとラインとかも含めてありますので、普通の練習とかであれば可能だというふうに思いますが、今、与根を予約しているチームにつきましては、日頃からここを使っており、特に土日につきましては試合形式のほうが全て、多いので、やはり小学校に振り替えるというのは厳しいというふうに考えております。
備瀬委員	こういうような状況ですから、その辺は理解をしてほしいと。

	しばらくの間は難儀してもらえたならありがたいなというふうに考えますけれども。
生涯学習振興課長	小学校につきましても、やはり貸出しをするにしてもある一定の管理は必要かなというふうに思っております。そこも踏まえてどうするかという部分も出てきますのでよろしくお願ひします。
備瀬委員	学校施設については、夜間の管理者はいないですか。学校の体育館とかグラウンドについての管理人等がやっていると思いますけれども。
生涯学習振興課長	夜間の開放につきましては、体育館も含めて、そこもシルバー人材センターに委託はしております。ただし、限られた人数で鍵の開け閉めだとかという程度の委託になっておりまして、今の段階ではグラウンドまで広げてやっているという状況ではありませんので、ちょっとそこは議論をするところであります。
備瀬委員	私が勤めていた学校などは、体育館も運動場も同じ方が1人で見ていたので、そんなに大変ではないという話も聞いておりましたので、その辺のところを、こういう状況だからお願ひするとかはいかがでしょうか。
生涯学習振興課長	もう一つ、付け加えまして、小学校のグラウンドにつきましては、まず夕方の暗くなるまでは小学生のチームによって野球とかサッカーについて、グラウンドで練習が行われております。土日につきましても、そのスポーツ少年団の野球、サッカーがほとんど土日使っておりますので、一般の方たちが入る余地は、夜間の貸出しということにしております。なので、土日の日中という部分では小学校の施設は使えないというふうになります。よろしくお願ひします。
教育長	課長、これ基本的には相手方が決める事だからさ。
生涯学習振興課長	いや、夜間の貸出しです。
教育長	この方々が、5月分の予約状況がありますね、この体育施設に入っている予約状況、これがうちの方針としてもう貸し出ししないということになれば、じゃあ小学校に移りますか移りませんか、どうしますかというのは相手が決めることになる。だからそれは声をかけるというのは特に、特段問題じゃない。うちとしては、この施設は貸し出しができないということを明確に伝えておく必要はあるんじゃないかというのを、これちょっと気になったので。決めるのは相手方なので。
教育総務課長	その声かけはやるということで、できないかということですよ

	ね。
教育長	ただ、今どっちも中途半端でやると、今の課長の提案としては、もうこの後からは、5月5日以降は貸出しできませんよということを明確に今まで説明している。相手がいいというのであれば、それはそこまで僕らが否定する話じゃない。だけど、もう、それは要するに与根体育施設はもう貸し出しませんよという前提で移動という話、ということを確認できればいいんじゃないの。ほかに方法あるかな。
生涯学習振興課長	学校の開放の規則によりますと、一般の貸出しは夜間の時間帯ということになっております。その時間帯でいいということであれば、そこに振り分けるのは、そこのチームが承諾してもらえばそれはできるというふうに思っております。仮に今後、そういう状況になった場合は、今、予約が入っている団体につきましては、小学校もありますがということでのお声かけはしてみたいというふうに思っています。
教育長	ただ、これは5月5日以降は貸出ししないという方向で、今課長はそういう提案をしているので、それはもうそういうことでいいですね。
大城委員	そうしかできない、しばらくの間。
教育長	それ以上の話になると難しくなるので。当然、調整の努力をするというのはあっても。これ使えないですよ、この施設は使えませんよということは伝えないといけないということになるので。ということでいいですね。
大城委員	それしかない。
教育総務課長	すみません、先ほど大城委員のほうから、市長というご発言がありました。提案ですが、そうなってまいりますと、総合教育会議しかないかなというふうに私どもとしては考えております。その開催を市長に求めていくという手続の中で、市長から直接大城委員がお聞きになられるというのはいかがでしょうか。
大城委員	いいですよ、とにかく市長から一言聞いて、私自身も納得、自分も納得したいなというのが私の考えです。
教育総務課長	分かりました。正式にそこは市長のほうに委員会として要求をすることいいですね。分かりました。その手続を早急に取りたいと思います。近々に、日程が取れ次第、また日程の調整は多分事務局は総務課になっているようですので、調整があるかなと思っております。教育委員会としては開催について求めてい

	くということで進めさせていただきたいと思います。教育長よろしいですね。
教育長	はい。それでは議案第18号につきましては、継続して審査をするということと併せて、今後総合教育会議の中で確認をしていくということで終わりたいと思います。
宮城委員	継続審議ということで、改めてまたこういう場を、委員会の場を持つということになるかと思いますが、その予定もこれから検討していく……。
教育長	いずれにしても総合教育会議のほうが先になると思います。
教育総務課長	先ほど教育長からありましたように、総合教育会議の日程、その後になりますので、やはり現時点での総合教育会議の日程等の調整はこれからでございますので、それ以降、調整をした上でご連絡を差し上げるという形になるかなと思っております。
教育長	よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	今日の議案は、これで終わっておりますので、事務局より説明をお願いします。
教育総務課総務班長	事務局のほうから、教育総務課総務班長からお伝えしたいと思います。まず、令和3年度沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会についてということで事務局のほうからメールがございました。今回、総会のほうは中止とさせていただきたいということでのご連絡がありましたのを、前回お伝えてしているかと思います。総会のときに、講演会のほうを行っているんですが、そちらのほうはユーチューブで映像を公開しますということでのご連絡がありましたので、またユーチューブのアドレスとかが決まりましたら、私のほうからご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
大城委員	班長のメールアドレスを、私のパソコンに打ち込んだら登録されているわけ?
教育総務課総務班長	一度返信していただければ、このメールアドレスに返信をしていただければ、私、登録いたしますので、市町村教育委員会連合会からご連絡があった場合に、そのアドレスをご連絡しますということにしたいと思いますので。紙でやると、手打ちしないといけないです。
大城委員	入れるぐらいだったらできると思うよ。
教育総務課総務班長	入れて送信していただけたら、空メールでも構いませんので。

	送っていただければ。
教育総務課長	何でしたら、今日終わった後に少し。
教育総務課総務班長	あと、次回の定例教育委員会の日程につきまして調整させていただきたいと思いますが、事務局案としまして、5月25日火曜日の午後1時30分からを予定しておりますが、ご都合のほうはいかがでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育総務課総務班長	では、5月25日火曜日の13時30分からということでおろしくお願いします。
備瀬委員	今日は、総会はもうないですね。学力向上の。
教育総務課総務班長	はい。
備瀬委員	育成市民会議のほうもない。
教育総務課総務班長	はい。
備瀬委員	分かりました。そのために3時からだったんですね、今日は了解です。
教育長	以上をもちまして、本日の第6回定例教育委員会を終わります。大変お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 照屋堅二
 教育委員 尾澤一

